

秋田弁護士会所属弁護士刺殺事件に関する声明

去る11月4日未明、秋田弁護士会に所属する津谷裕貴弁護士が、同弁護士の自宅を訪れた男によって刺殺されるという凶悪事件が発生した。

現時点では犯行動機の詳細は不明であるが、報道によれば、逮捕された男は津谷弁護士が担当した離婚事件の相手方であったとされ、業務に関連して逆恨みによって殺害に及んだ業務妨害事件である可能性が高いと指摘されている。

津谷裕貴弁護士は、秋田弁護士会会長、日本弁護士連合会理事を歴任し、現在まで日弁連消費者問題対策委員会の委員長を務めてきた弁護士であり、貴重な人命を失った悲しみとともに、全国の弁護士が強い衝撃を受けている。

6月には横浜弁護士会所属前野義広弁護士に対する殺害事件が業務に関して発生したほか、当会においても過去に業務妨害を目的とした殺人未遂事件等が発生しており、弁護士の活動に対する業務妨害事件が多発していることは、極めて憂慮すべき事態である。

当会は、津谷裕貴弁護士のご冥福をお祈りし、暴力的な手段による弁護士活動への妨害行為に断固として抗議するとともに、今後とも会員一丸となって弁護士の使命を貫徹していく決意であることをここに表明するものである。

2010年11月10日

千葉県弁護士会会長 市川清文

